

郡山市大規模小売店舗立地対策連絡調整会議設置要綱

平成12年6月1日制定
平成13年4月11日一部改正
平成14年4月23日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年3月25日一部改正
平成30年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和4年11月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正
[農商工部産業雇用政策課]

(設置)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）の施行に関し、庁内関係部局間の総合調整を図るため、郡山市大規模小売店舗立地対策連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について調整を行う。

- (1) 大店立地法に基づく郡山市の意見の集約に関すること。
- (2) 大店立地法と関係法令との整合性の確保に関すること。
- (3) その他大規模小売店舗の立地に係る周辺の生活環境に関すること。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 調整会議の議長は、産業雇用政策課に属する事務を担当する農商工部次長の職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 調整会議は、必要に応じて議長が招集し、主宰する。

- 2 調整会議は、付議する事案により、事案に関係する委員のみをもって開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、産業雇用政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

産業雇用政策課長、公有資産マネジメント課長、セーフコミュニティ課長、環境政策課長、5R推進課長、環境保全センター所長、保健福祉総務課長、道路計画課長、道路保全課長、都市政策課長、開発建築法務課長
